

令和5年第3回
箕面市農業委員会総会会議録

令和5年3月17日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和5年3月17日(金)
午後1時30分から午後2時22分まで

2. 出席委員(20名)

1番	稲垣 恵一	2番	神代 繁近	3番	川上 加津子
4番	笹川 治久	5番	長澤 昇	6番	麻生 忠
7番	中井 徳治	8番	牧野 弘	9番	岸本 信夫
10番	坂本 豊廣	11番	岡沢 聡	12番	尾崎 孝
13番	稲野 実	14番	笹川 悦子	15番	中西 利一
17番	長澤 均	18番	中井 啓二	19番	加藤 博一
20番	野口 康夫	21番	中井 博幸		

3. 欠席委員(1名)

16番 中村 孝三

4. 会議録署名委員

19番 加藤 博一 20番 野口 康夫

5. 出席事務局職員

事務局長	松政 秀史	室長	佐治 功	室長補佐	松本 雅治
グループ長	竹内 亜衣	主任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

6. 議事日程

第16号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第17号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第18号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第19号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第20号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第21号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第22号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第23号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第24号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第25号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第26号議案	農用地利用集積計画の作成の件
報告第7号	専決処理の報告の件 (農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第8号	専決処理の報告の件 (農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第9号	専決処理の報告の件 (農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第10号	専決処理の報告の件 (農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第11号	専決処理の報告の件 (農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第12号	専決処理の報告の件 (農地法第5条第1項第7号の規定による賃借権設定届出受理)
報告第13号	農地等状況報告の件

令和5年第3回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和5年第3回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
座らせていただいて、進行させていただきます。
この会議は、農業委員会等に関する法律第3.2条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はございません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 本日は、委員21名中、出席委員は20名です。
従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
なお、中村委員さんからは欠席の連絡をいただいています。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、19番 加藤委員さん、20番 野口委員さんをお願いします。
案件に入ります前に、令和5年第2回総会において、大阪府農業会議へ意見聴取を必要とする案件がありましたので、その結果について事務局から報告いたします。
- 事務局 先月2月17日開催の総会で採決されました、第8号議案、農地法第4条の規定による許可の件について、総会での許可後、大阪府農業会議の審議会に意見聴取を行ったものです。
その内容は、白島地区の農地を[]に転用するという案件でした。
2月20日に開催の大阪府農業会議の審議会で審議された結果、許可やむを

得ないものと認めますとの意見を受けましたので、2月27日に申請者あて、許可書の発行をしましたことをご報告いたします。

以上です。

議 長

では、案件に入ります。

日程第2、第16号議案から日程第4、第18号議案は、いずれも相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件となります。

第16号議案及び第17号議案は被相続人が同一で関連いたしますので一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました、第16号議案及び第17号議案につきまして、被相続人が同一で関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページから4ページでございます。

被相続人は、[]、[]氏、所有面積は[]平方メートルです。

第16号議案の相続人は、[]、[]氏、職業は、[]、生年月日は[]、相続開始年月日は[]、適用面積は[]平方メートル、被相続人との続柄は[]です。

適用農地につきましては、新稲[]、地目は、台帳[]、現況[]、他[]筆の合計[]筆で、全筆市街化調整区域です。

第17号議案の相続人は、[]、[]氏、職業は、[]、生年月日は[]、相続開始年月日は[]、適用面積は[]平方メートル、被相続人との続柄は[]です。

適用農地につきましては、新稲[]、地目は、台帳[]、現況[]、他[]筆の合計[]筆で、全筆市街化調整区域です。

以上、第16号議案及び第17号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井徳治委員

第16号及び第17号議案につきまして調査内容をご報告いたします。

第16号議案の申請地は、[]北側約[]メートル及び[]北側に位置する[]筆の農地で、第17号議案の申請地は、[]の南東側約[]メートルに位置する[]筆の農地です。

申請地の所有者であった[]氏が、[]に亡くなられ、このたび、[]の[]氏と[]の[]氏から、相続された農地について、引

き続き農業経営をされることから申請されたものです。

■■■■氏と■■■■氏は、従前から家族とともに農業経営に携わってこられ、耕作に必要な農機具も完備されていることから、今後も農業経営に努められるものと思います。

なお、これからも耕作する旨の誓約書も提出されておられますので、証明書の発行には、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第4、第18号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第18号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

被相続人は、■■■■、■■■■氏、所有面積は■■■■平方メートルです。

相続人は、■■■■、■■■■氏、職業は■■■■、生年月日は■■■■、相続開始年月日は■■■■、適用面積は■■■■平方メートル、被相続人との続柄は■■■■です。

適用農地につきましては、粟生間谷東■■■■、地目は、台帳・現況ともに■■■■、他■■■■筆の合計■■■■筆で全筆生産緑地です。

以上、第18号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤昇委員

第18号議案につきまして調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の■■■■の南東約■■■■メートルに位置する■■■■筆の農地です。

申請人の■■■■氏は、■■■■に、所有者であった父の■■■■氏

を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

■■■■氏は、従前から家族とともに農業経営に携わってこられ、耕作に必要な農機具も完備されていることから、今後も農業経営に努められるものと思います。

なお、これからも耕作する旨の誓約書も提出されておられますので、証明書の発行には、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第5、第19号議案から日程第12、第26号議案までは、いずれも農用地利用集積計画の作成の件となります。

それでは、第19号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

第19号議案の説明に先立ちまして、第19号議案から第26号議案に共通する事項について一括してご説明いたします。

これら8件は、いずれも、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

それでは、ただいま議題となりました第19号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

申請地は、新稲■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートルです。

借り手は、■■■■、■■■■氏、職業は■■■■です。

貸し手は、■■■■、■■■■氏、設定する利用権の種類は賃借権、設定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までです。

以上、第19号議案のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井徳治委員 第19号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地は、■■■■の北側の農地で、貸し手は■■■■氏です。
借り手は■■■■氏で、現在、新稲の別の農地で利用権の設定を受けて耕作をされており、この度、経営規模の拡大のため、新たに利用権の設定を受けようとするものです。
■■■■氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、別の農地でもしっかり耕作をされていますので、申請地においても問題なく耕作をされるものと思われまます。
本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思います。
以上で調査内容の報告を終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。
次に、日程第6、第20号議案及び日程第7、第21号議案は借り手が同一で関連いたしますので一括して議題といたします。
本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました、第20号議案及び第21号議案につきまして、借り手が同一で関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。
議案書3ページ、参考資料9ページからでございます。
第20号議案の申請地は、新稲■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートルです。
借り手は、■■■■、■■■■氏、職業は■■■■です。
貸し手は、■■■■、■■■■氏で、設定する利用権の種類は賃借権(解除条件付)、設定期間は告示日から令和8年3月31日までです。

第21号議案の申請地は、新稲■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■平方メートルです。

借り手は第20号議案と同一で、貸し手は、■■■■、■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権（解除条件付）、設定期間は告示日から令和8年3月31日までです。

以上、第20号議案及び第21号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井徳治委員

第20号議案及び第21号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の東側、約■■メートルのところにある■■筆の農地で、第20号議案の貸し手は、■■■■氏、第21号議案の貸し手は■■■■氏です。

借り手は、■■■■氏で、現在、申請地におきまして、■■■■氏を手伝う形で農作業に従事しており、この度、自身で農業を行うため、新たに利用権の設定を受けようとするものです。

農機具は耕うん機などをお持ちで、農地までは徒歩5分程度、年に100日ほど、農業に従事され、野菜の栽培を主に計画されています。

農作業経験も十分あることから、申請地において問題なく耕作をされるものと思われまます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われまます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第8、第22号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

全委員 ただいま議題となりました第22号議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案書3ページ、参考資料11ページからでございます。
申請地は、粟生外院■■■■、地目は、台帳・現況ともに■■、面積は■■■■平方メートルです。
借り手は、■■■■、■■■■氏、職業は■■■■です。
貸し手は、■■■■、■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権（解除条件付）、設定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までです。
以上、第22号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、坂本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

坂本委員 第22号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地は、■■■■の■■■■の北側約■■■■メートルに位置する農地で、貸し手は、■■■■氏です。
借り手は、■■■■氏で、現在、申請地で利用権の設定を受けている■■■■氏とともに耕作をされています。
このたび、■■■■氏から引き継ぐ形で、■■■■氏が主体的に農業を行うため、新たに利用権の設定を受けようとするものです。
■■■■氏は、農作業を3年ほどされており、農機具は草刈り機をお持ちで、年に100日ほど、農業に従事されます。
主に野菜の栽培を計画されており、熱意もあることから、問題なく耕作をされるものと思われます。
本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思ひます。
以上で調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第10、第24号議案及び日程第11、第25号議案は借り手が同一で関連いたしますので一括して議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第24号議案及び第25号議案につきまして、借り手が同一で関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料15ページからでございます。

第24号議案の申請地は、上止々呂美■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートル、他■■筆の合計■■筆で、面積の合計は■■■■平方メートルです。

借り手は、■■■■、■■■■氏、職業は■■■■です。

貸し手は、■■■■、■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までです。

第25号議案の申請地は、上止々呂美■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートル、他■■筆の合計■■筆で、面積の合計は■■■■平方メートルです。

借り手は、第24号議案と同一で、貸し手は、■■■■、■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までです。

以上、第24号議案及び第25号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、尾崎委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

尾崎委員

第24号議案及び第25号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■から余野川をはさんで北西へ約■■■■メートル行ったところに点在する■■筆の農地です。

第24号議案の貸し手は、■■■■氏、第25号議案の貸し手は、■■■■氏です。

申請地におきましては、現在、借り手の■■■■氏が利用権設定を受け、耕

作をされています。

このたび、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、改めて利用権の設定を行うものです。

■■■■氏は、これまでも主に野菜を栽培されており、しっかり耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作を行っていくものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第12、第26号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第26号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料17ページからでございます。

申請地は、下止々呂美■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートル、他■■■■筆の合計■■■■筆で、面積の合計は■■■■平方メートルです。

借り手は、■■■■、■■■■氏、職業は■■■■です。

貸し手は、■■■■、■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日までです。

以上、第26号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、尾崎委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

尾崎委員

第26号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■から約■■■■メートルあがったところにある■■■■筆の農地です。

貸し手は、■■■■氏で、現在、申請地におきましては、借り手の■■■■

氏が利用権の設定を受け耕作をしています。

この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き利用権の設定を行うものです。

■■■■氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでもしっかりと耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われま

す。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われま

す。以上で調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に報告案件に移ります。

報告第7号から報告第12号の6件の質疑につきましては、後ほど、一括して行います。

それでは、日程第13、報告第7号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第7号につきまして、ご説明申し上げます。議案書5ページ、参考資料は19ページからでございます。

届出地の所在は、白島■■■■、地目は、台帳・現況ともに■■■■、面積は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■、■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は■■■■となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年2月17日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第7号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中村委員さんが欠席ですので、事務局から調査内容の報

告をお願いします。

事務局

報告第7号につきまして、中村委員さんより調査結果をお預かりしていますので事務局で代読いたします。

届出地は、[]から西へ約 []メートル、南へ約 []メートル行ったところにある農地です。

届出人の []氏が、このたび、 []を整備するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、南側は []、東側は []、西側は []、北側は []となっており、雨水は南側の道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第14、報告第8号から日程第17、報告第11号はいずれも専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理となります。

それでは、報告第8号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第8号につきまして、ご説明申し上げます。議案書5ページ、参考資料は21ページからでございます。

届出地の所在は、外院 []、地目は、台帳・現況ともに []、面積は []平方メートル他 []筆の合計 []筆で、面積の合計は []平方メートルです。

譲受人は、 []、 []代表取締役 []氏、職業は []です。

譲渡人は、 []、 []氏、転用目的は []となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年2月6日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第8号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いします。

中西委員

報告第8号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、 []の北西側にある []筆の農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が、[]を整備するため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側は[]、西側は[]、北側・南側は[]となっており、周囲に農地がないことから問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に日程第15、報告第9号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第9号につきまして、ご説明申し上げます。議案書6ページ、参考資料は23ページからでございます。

届出地の所在は、如意谷[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、[]代表取締役[]氏、職業は[]です。

譲渡人は、[]、[]氏、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年2月7日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第9号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、岸本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

岸本委員

報告第9号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の北東側にある[]筆の農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が、[]を整備するため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側・東側は[]、西側は[]、南側は[]となっており、汚水等は公共下水道に接続、雨水等は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に日程第16、報告第10号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第10号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書6ページ、参考資料は25ページからでございます。

届出地の所在は、牧落■■■■■■■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートル、他■■■■筆の合計■■■■筆で、面積の合計は■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■代表取締役■■■■■■■■■■氏、職業は■■■■■■■■■■です。

譲渡人は、届出地、牧落■■■■■■■■■■が、■■■■■■■■■■氏、届出地、牧落■■■■■■■■■■が、■■■■■■■■■■氏、持ち分■■■■■■■■■■、他■■■■名で、転用目的は■■■■■■■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年2月24日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第10号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、牧野委員さんに調査内容の報告をお願いします。

牧野委員

報告第10号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■■■■■■■から南へ約■■■■メートル行ったところにある■■■■筆の農地です。

譲渡人は、■■■■■■■■■■氏、他■■■■名で、譲受人の■■■■■■■■■■が、■■■■■■■■■■するため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側は■■■■、西側は■■■■、北側は■■■■となっており、汚水等は公共下水道に接続、雨水等は新設する道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に日程第17、報告第11号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました、報告第11号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書6ページ、参考資料は27ページからでございます。

届出地の所在は、粟生間谷東■■■■■■■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■代

表取締役 ████████ 氏、職業は ████████ です。

譲渡人は、██████████ ████████ 氏、転用目的は ████████ となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年2月28日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第11号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いします。

長澤昇委員

報告第11号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、██████の北西にある ████████ 筆の農地です。

譲渡人は、██████ 氏で、譲受人の ████████ が、██████ を行うため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側・西側は ████████、東側・南側は ████████ となっており、汚水等は公共下水道に接続、雨水等は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に日程第18、報告第12号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による賃借権設定届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました、報告第12号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書7ページ、参考資料は29ページからでございます。

届出地の所在は、新稲 ████████、地目は、台帳・現況ともに ████████、面積は ████████ 平方メートルです。

被設定人は、██████████ ████████ 代表取締役 ████████ 氏、職業は ████████ です。

設定人は、██████████ ████████ 氏、転用目的は ████████ となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年2月10日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第12号のご説明といたします。

- 議 長 本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いします。
- 中井徳治委員 報告第12号につきまして、調査内容をご報告いたします。
届出地は、[]の南側にある農地です。
設定人は、[]氏で、被設定人の[]が[]を
整備するため、賃借権を設定されるものです。
周辺につきましては、西側は[]、南側は[]、東側・北側は[]
[]となっており、汚水等は公共下水道へ接続、雨水等は道路側溝へ放流するこ
とから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。
以上で、調査内容の報告を終わります。
- 議 長 ただいま報告のありました6件につきまして、質疑等ございましたら、発言
をお願いします。
- 笹川委員 報告第11号について伺いますが、地図を見る限り対象農地の周辺には何も
ないように見えますが、既に開発がされている場所なのか、追加で宅地造成を
されるのか教えてください。
- 事務局 対象農地の北側及び西側は既に宅地造成が進行中で、この度、追加の開発行
為に伴い転用届出をされたものです。
接道についても、開発計画の中で道路も整備される予定です。
- 笹川委員 了解しました。
- 尾崎委員 報告第12号について伺いますが、[]への転用で所有権移転ではなく
賃借権設定となっていますが、このような転用は可能なのですか。
- 事務局 本件は、[]での転用となっており、賃借
権の設定となります。
- 尾崎委員 了解しました。
- 議 長 他に質疑ご意見はありませんか。
ないようでございますので、次に、日程第19、報告第13号、農地等状況
報告の件を議題といたします。
本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局で
まとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられました

ら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

何か連絡事項はございますか。

事務局

〈令和5年度最適化活動の目標の設定について・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について・次回日程について説明〉

議長

これをもちまして令和5年第3回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時22分)

上記は、令和5年第3回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 稲垣 恵一

署名委員 野口 康夫

署名委員 加藤 博一

